

**（仮称） 行田市子ども・子育て支援事業計画
（素案）
～溶け込み版～**

この資料は、10月20日に開催した第5回行田市子ども・子育て会議で配布した素案に、第5回及び第6回会議での議論を踏まえた他、事務局で必要に応じ加筆訂正した箇所をすべて反映させた溶け込み版で、実際の事業計画に最も近いイメージです。

なお、アンダーラインがひかれている部分は、追記・修正した箇所です。

平成 26 年 12 月

埼玉県行田市

(仮称) 行田市子ども・子育て支援事業計画(素案)

目次

第1章 策定の考え方

- 1 計画策定の背景と趣旨(任意記載事項)
- 2 計画の位置づけ(任意記載事項)
- 3 計画の期間(任意記載事項)
- 4 計画の対象

第2章 本市の子ども・子育て家庭をとりまく状況

- 1 人口・世帯等の状況
- 2 子育て支援サービスの状況

第3章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念(任意記載事項)
- 2 基本的視点

第4章 施策の展開

- 1 計画の体系
- 2 施策の展開
 - 基本目標1 地域における子育ての支援
 - 基本目標2 子どもの健康増進
 - 基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備
 - 基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備
 - 基本目標5 職業生活と家庭生活との調和の推進
 - 基本目標6 子どもの安全確保
 - 基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

第5章 事業計画

- 1 子ども・子育て支援事業計画について
- 2 教育・保育提供区域の設定(必須記載事項)
- 3 教育・保育および地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策(必須事項)
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容(必須記載事項)

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価（任意事項）
- 3 関係機関との連携

資 料

- 1 計画の策定体制
- 2 行田市子ども・子育て会議
 - （1）委員名簿
 - （2）開催状況
 - （3）行田市子ども・子育て会議条例

第 1 章 策定の考え方

1. 計画策定の背景と趣旨

少子化、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。また、経済状況や企業経営をとりまく環境が依然として厳しい中、共働き家庭の増加などにより、待機児童が増加しています。

このような状況に対応し、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが重要です。質の高い教育・保育の安定的な提供や地域における子ども・子育て支援の充実を図ることにより、全ての子どもが健やかに成長することができる社会に寄与することが必要とされています。

そこで、国は、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を始めとする、「子ども・子育て関連 3 法」を制定し、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度をスタートすることと決定しました。そして、市区町村は、この新制度を円滑に実施するための「子ども・子育て支援事業計画」を策定することが必要となりました。

本市では、これまでも「次世代育成支援対策推進法」に基づき「行田市次世代育成支援行動計画（平成 17 年度から平成 26 年度）」を策定し、分野横断的に子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進してきました。

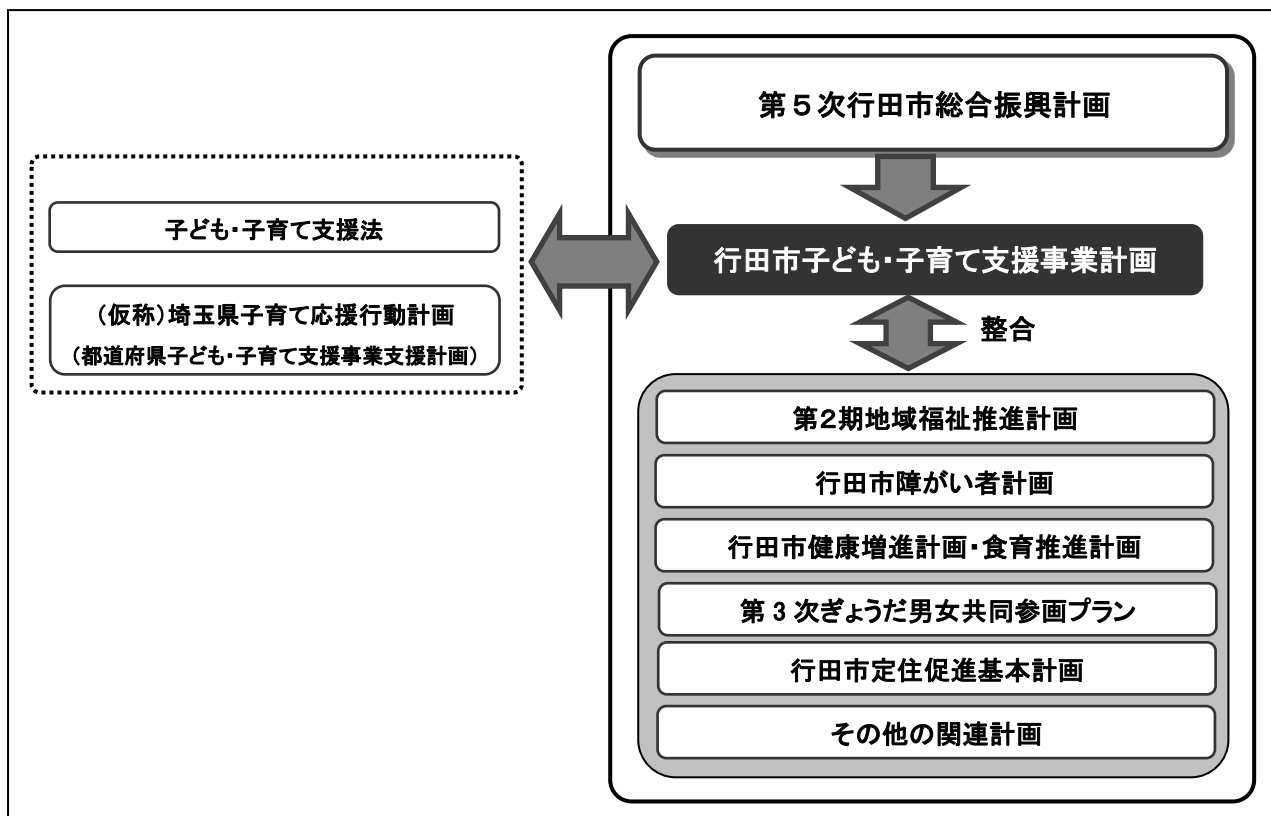
そこで、新たな子ども・子育て支援制度を円滑に実施するとともに、これまでに本市が取り組んできた、子どもの視点を大切にした次世代育成支援を推進していくことを目的として、新たに「行田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成 26 年度に終了となる「行田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を引き継ぎ、今後の子ども・子育て支援施策の方向性や目標を定めるとともに、「子ども・子育て支援法」（第 61 条）に基づき、市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等の円滑な実施に向けた事業計画を定めるものです。

本計画は、市のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるものです。また、上位計画である「第 5 次行田市総合振興計画」やその他の各種関連計画との整合性を持ったものとしています。

●計画の位置づけ



3. 計画の期間

本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜見直しができるものとします。

4. 計画の対象

本計画の対象は、子どもとその家庭を中心に、地域や事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。また、本計画では、「子ども」の年齢を 18 歳未満とします。

第2章 本市の子ども・子育て家庭をとりまく状況

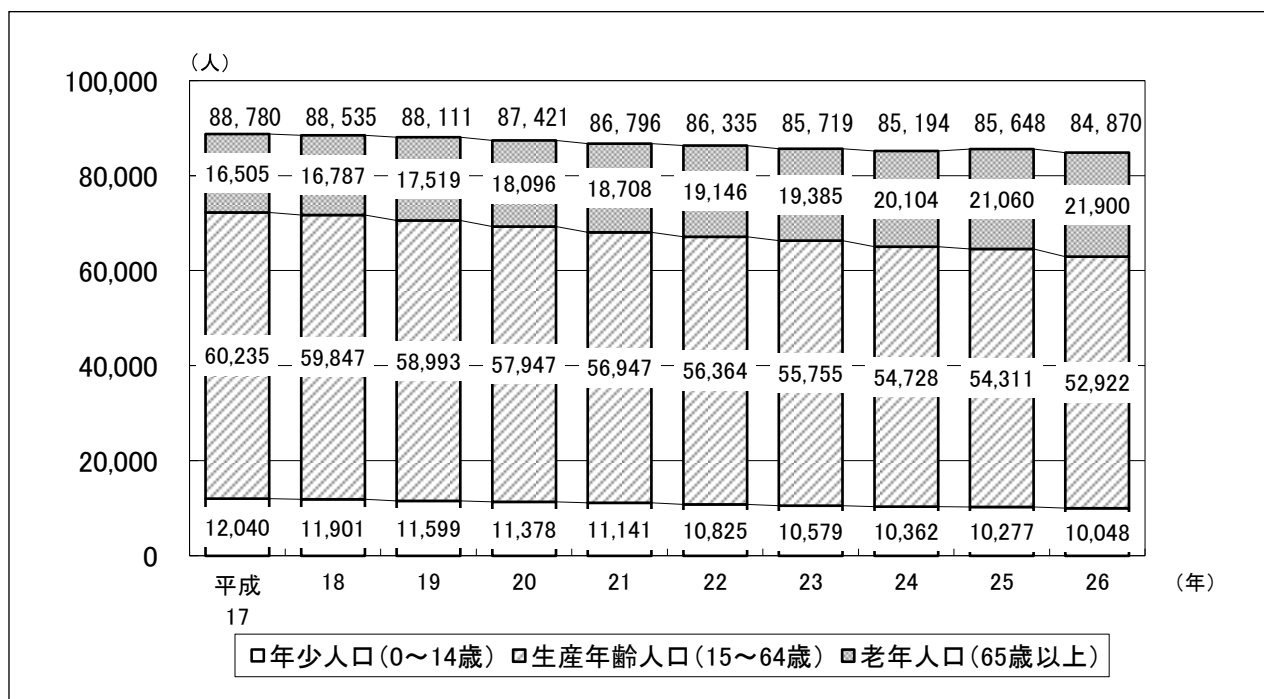
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口・年齢階層別人口の推移

本市の人口は、「次世代育成支援行動計画（前期計画）」の初年度にあたる平成 17 年の 88,780 人から、平成 26 年にかけて減少傾向となっています。

年齢階層別に見ると、65 歳以上の高齢者人口が大幅に増加している一方で、15～64 歳の生産年齢人口及び 14 歳以下の年少人口は減少傾向となっており、少子高齢化が進んでいます。

●総人口・年齢階層別人口の推移（行田市）

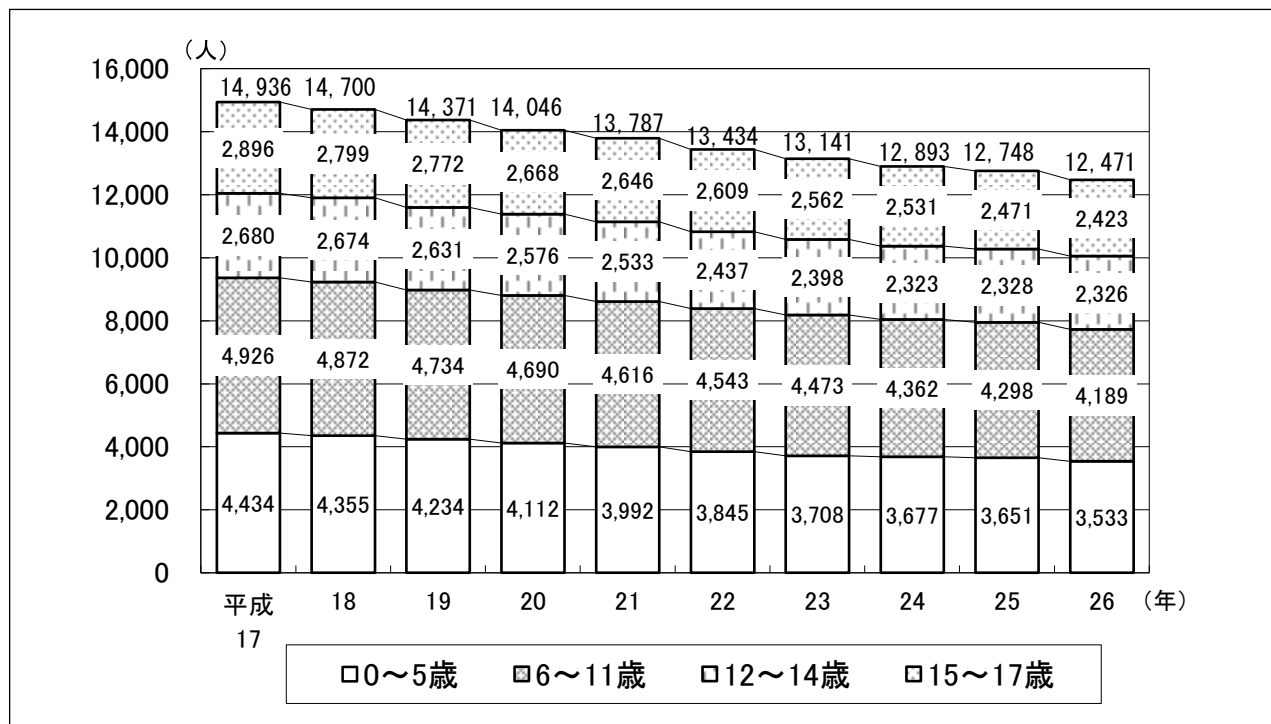


資料：平成 17 年：国勢調査（旧南河原村含む）/平成 18～26 年：「住民基本台帳」各年 4 月 1 日現在

（２）子ども人口の推移と推計

本市の子ども（１８歳未満）人口の推移は、平成１７年の１４,９３６人から、平成２６年にかけて減少傾向となっています。

●子ども人口の推移（行田市）



資料：平成１７年：国勢調査（旧南河原村含む）／平成１８～２６年：「住民基本台帳」各年４月１日現在

子ども人口の推計では、「子ども・子育て支援事業計画」の終了年次である平成３１年に向けて、引き続き減少傾向となることが見込まれます。

●子ども人口の推計（行田市）

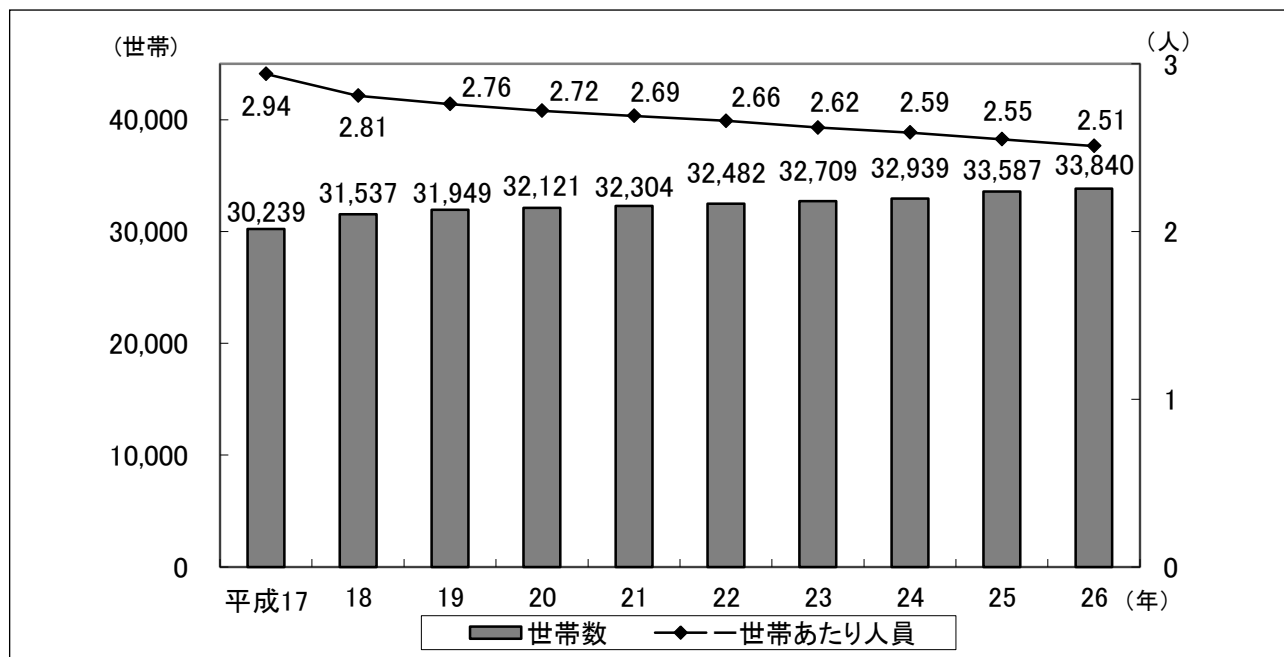
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小計	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	小計	合計
平成27年度	516	557	548	562	621	581	3,385	621	606	660	641	702	763	3,993	7,378
平成28年度	500	541	532	546	603	569	3,291	608	594	646	628	681	739	3,896	7,187
平成29年度	486	524	516	530	584	557	3,197	596	581	633	615	658	715	3,798	6,995
平成30年度	470	508	500	514	566	545	3,103	583	569	619	602	636	691	3,700	6,803
平成31年度	455	492	484	497	548	533	3,009	571	556	606	589	614	667	3,603	6,612

資料：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は、平成 17 年の 30,239 世帯から平成 26 年には 33,840 世帯へと増加しています。一方、一世帯あたりの人員は平成 17 年の 2.94 人から、平成 26 年には 2.51 人へと減少しています。

●世帯数・一世帯あたり人員の推移（行田市）



資料：「住民基本台帳」各年4月1日現在

●世帯別人員の推移（行田市）

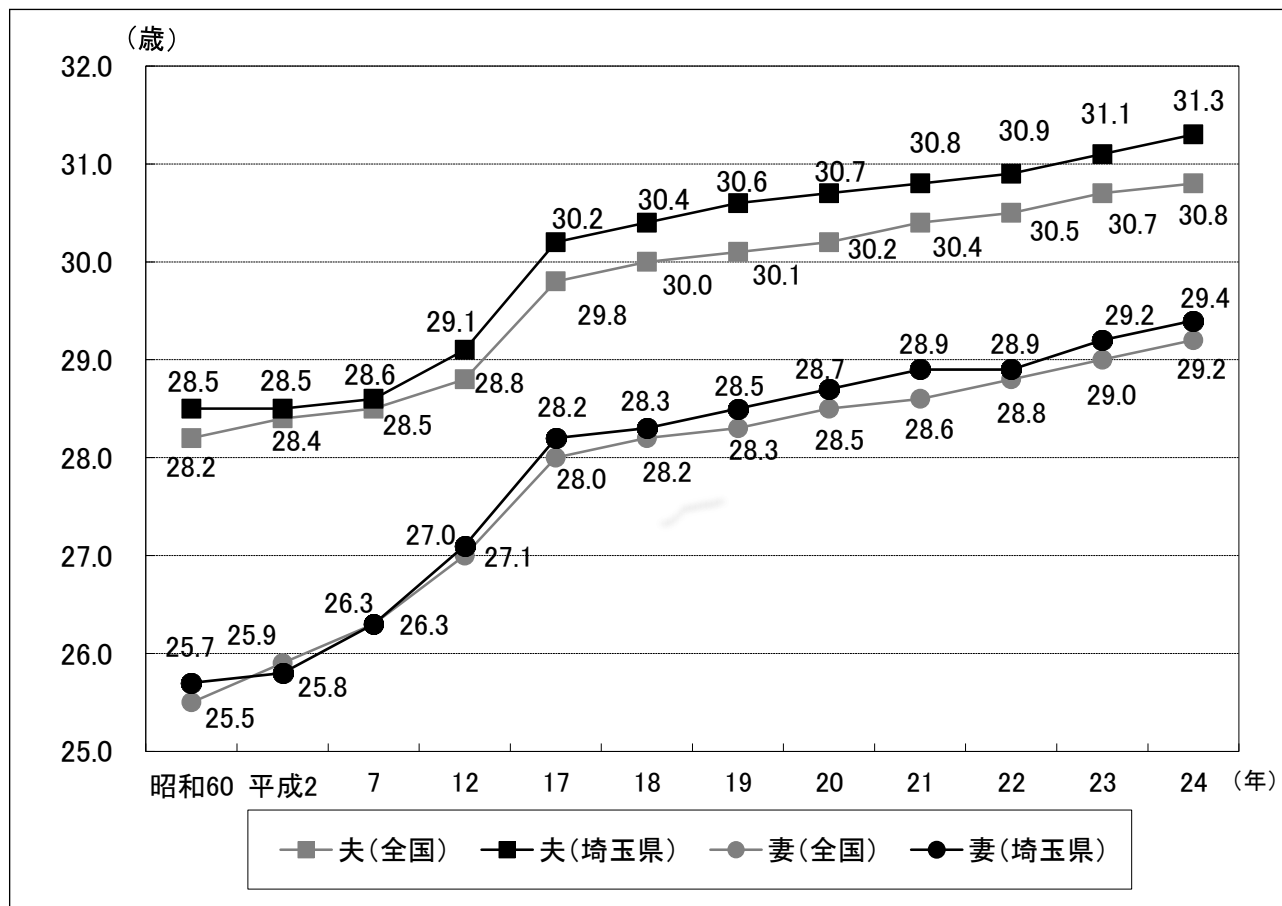
世帯別人員	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合	世帯数	構成割合
	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)	(世帯)	(%)
1人	3,337	14	3,625	14.1	4,559	16.4	5,604	19.3	6,407	20.9
2人	3,817	16	4,937	19.2	6,388	23	7,367	25.4	8,417	27.5
3人	4,521	18.9	5,382	20.9	6,090	22	6,518	22.5	6,756	22.1
4人	6,633	27.8	6,489	25.2	6,329	22.8	5,794	20	5,742	18.8
5人	3,041	12.7	2,843	11.1	2,490	9	2,242	7.7	2,030	6.6
6人	1,666	7	1,594	6.2	1,297	4.7	1,039	3.6	874	2.9
7人	687	2.9	689	2.7	494	1.8	349	1.2	281	0.9
8人	153	0.6	126	0.5	78	0.3	60	0.2	62	0.2
9人	28	0.1	26	0.1	15	0	17	0.1	17	0.1
10人以上	12	0	6	0	4	0	9	0	4	0.0
合計	23,895	100	25,717	100	27,744	100	28,999	100	30,590	100

資料：国勢調査（不明は除く）

(4) 平均初婚年齢の推移（国・埼玉県）

国と県の平均初婚年齢の推移を見ると、男女ともに上昇しています。平成 24 年では、埼玉県で夫 31.3 歳、妻 29.4 歳となっています。

●平均初婚年齢の推移（国・埼玉県）

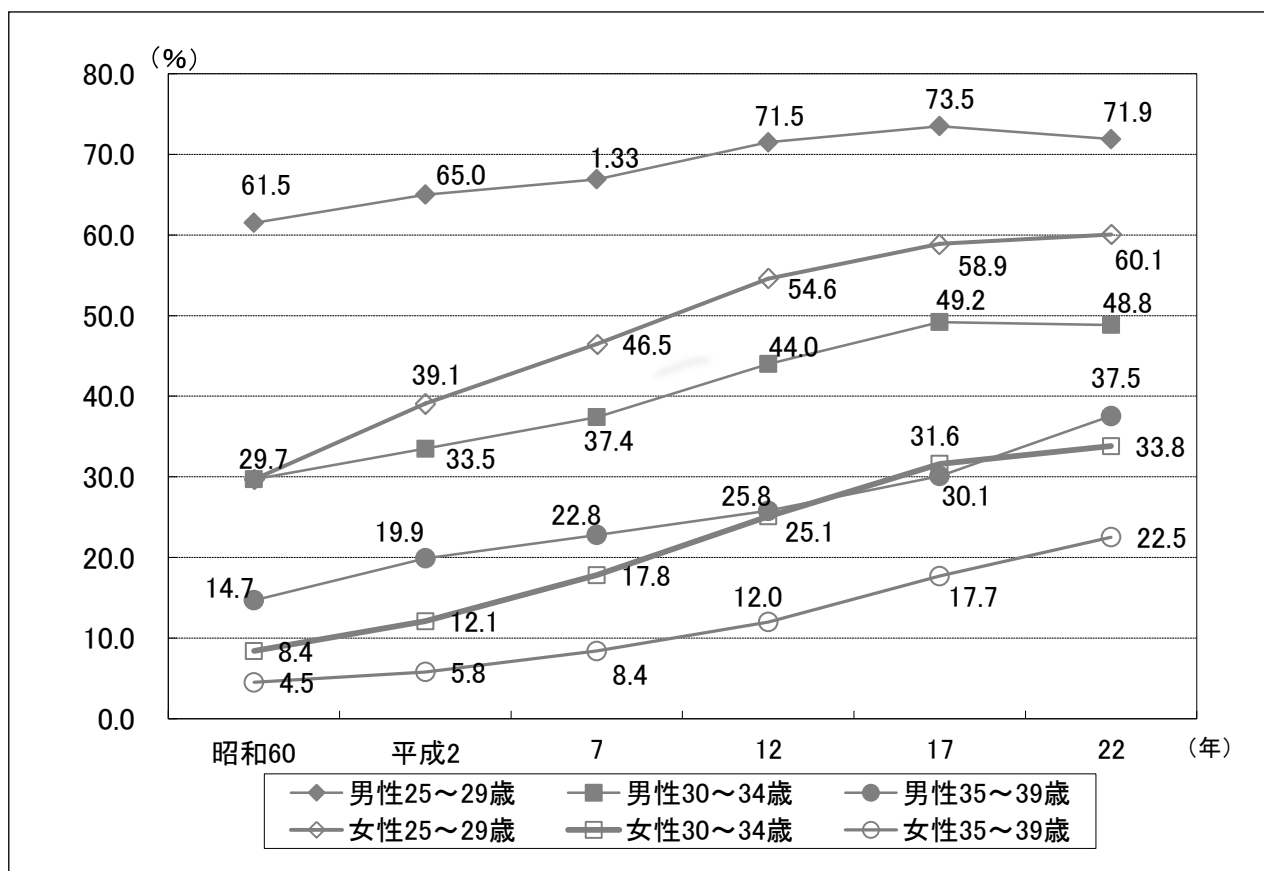


資料：人口動態統計

（５）未婚率の推移（埼玉県）

埼玉県の未婚率の推移を見ると、男女とも、すべての年齢層で上昇しています。

●未婚率の推移（埼玉県）

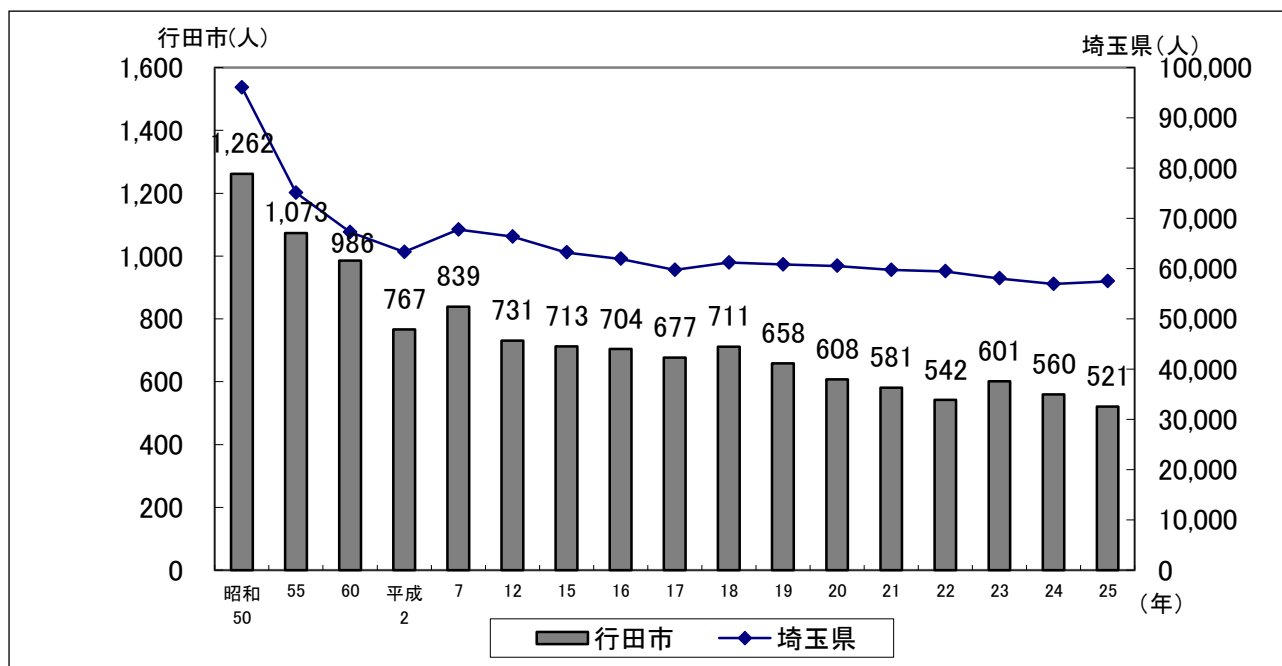


資料：国勢調査

(6) 出生数の推移

出生数は減少数にあり、本市の出生数は、近年は 500 人台で推移しています。

●出生数の推移（埼玉県・行田市）

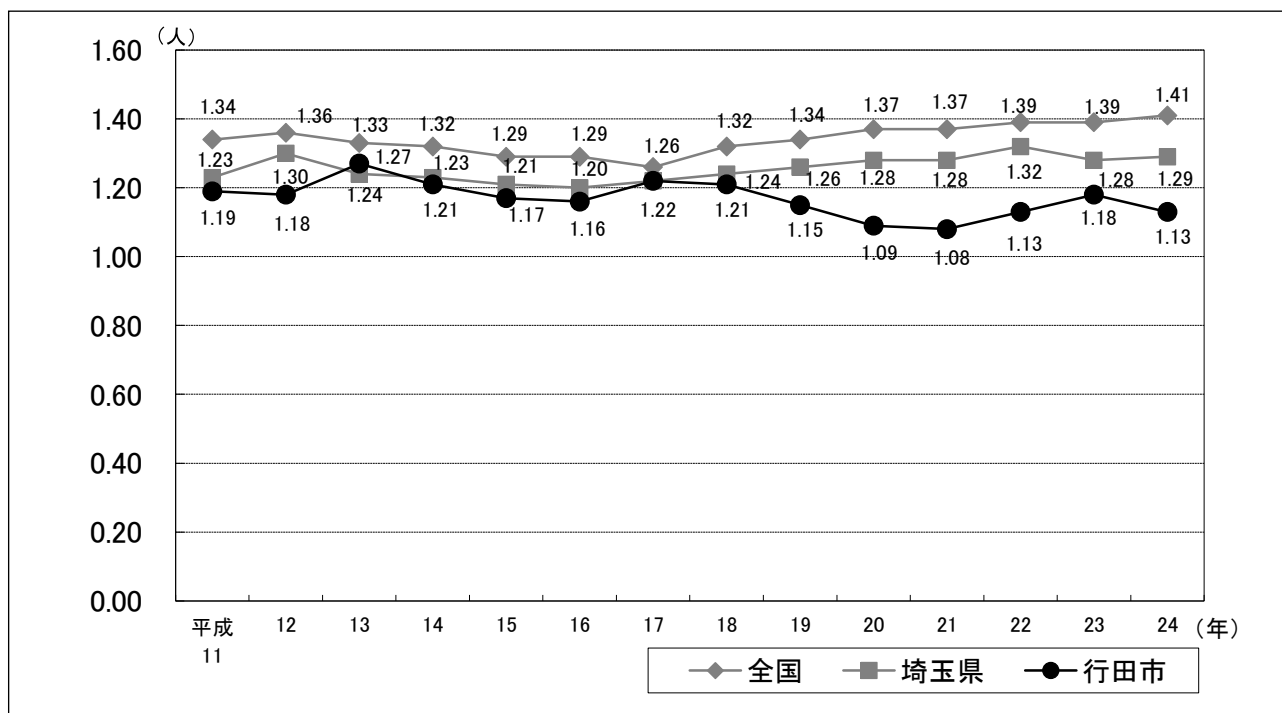


資料：加須保健所事業概要

(7) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、近年は 1.10 前後で推移していますが、全国、埼玉県平均を下回る傾向が続いています。

●合計特殊出生率の推移（全国・埼玉県・行田市）

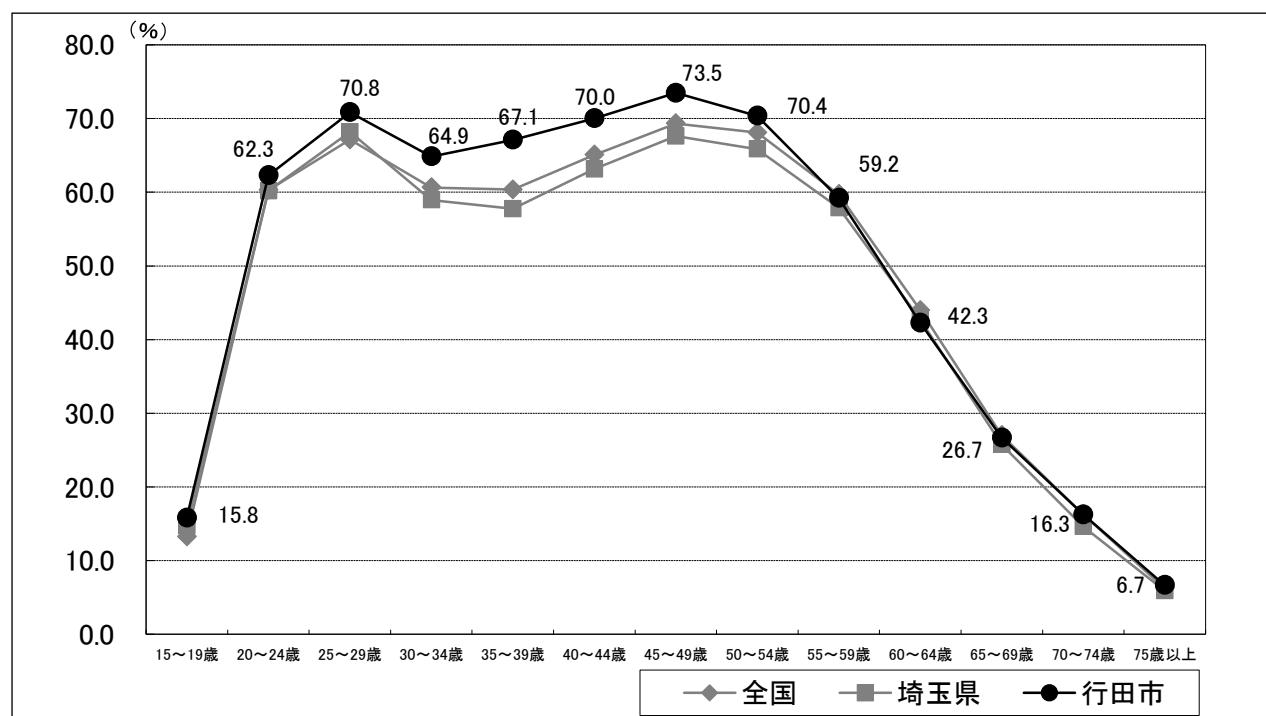


資料：埼玉県保健統計年報（人口動態）

(8) 就業率

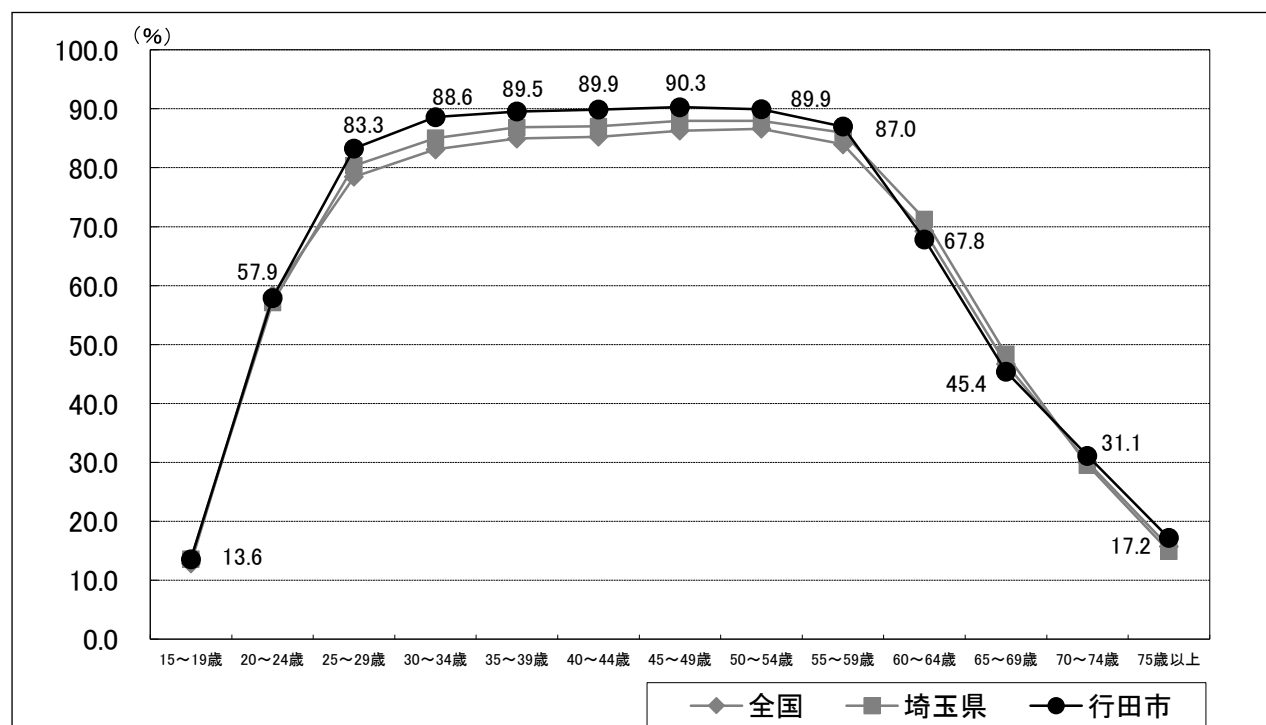
就業率を全国・埼玉県と比較すると、女性は緩やかな M 字型を示しており、20～54 歳で全国、埼玉県よりも高くなっています。男性は、全国、埼玉県とほぼ同じ傾向となっています。

●女性の就業率（全国・埼玉県・行田市）



資料：国勢調査（平成 22 年）

●男性の就業率（全国・埼玉県・行田市）

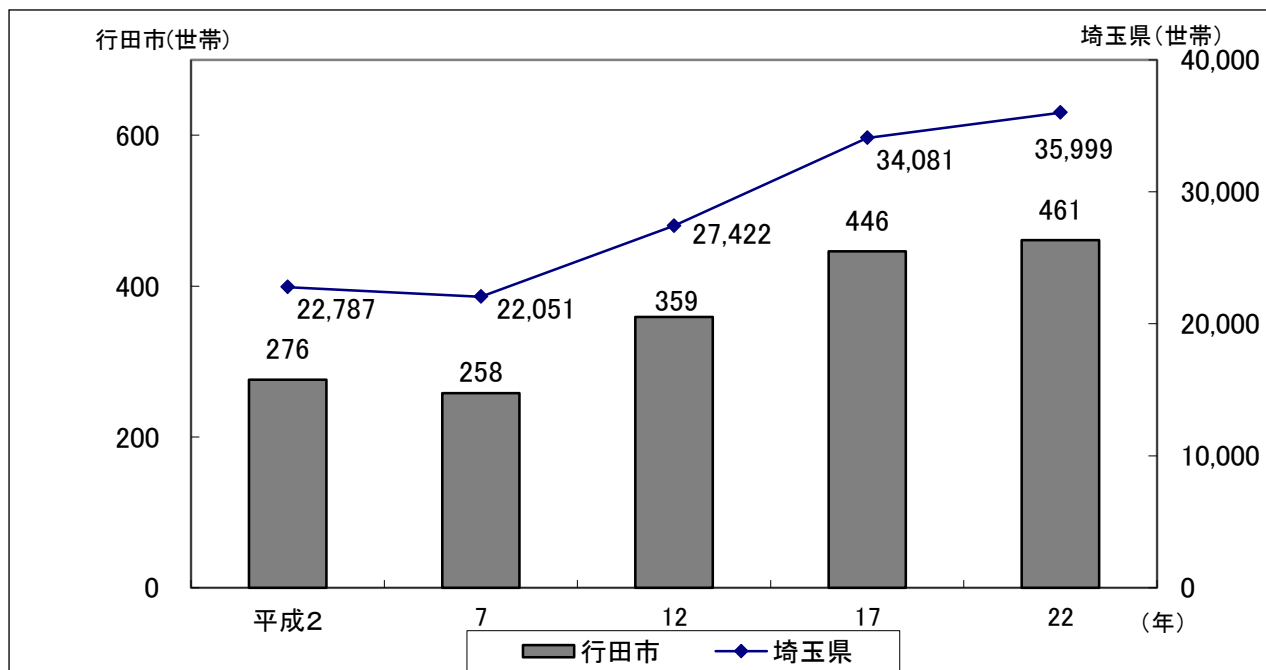


資料：国勢調査（平成 22 年）

（９）母子・父子家庭の世帯数の推移

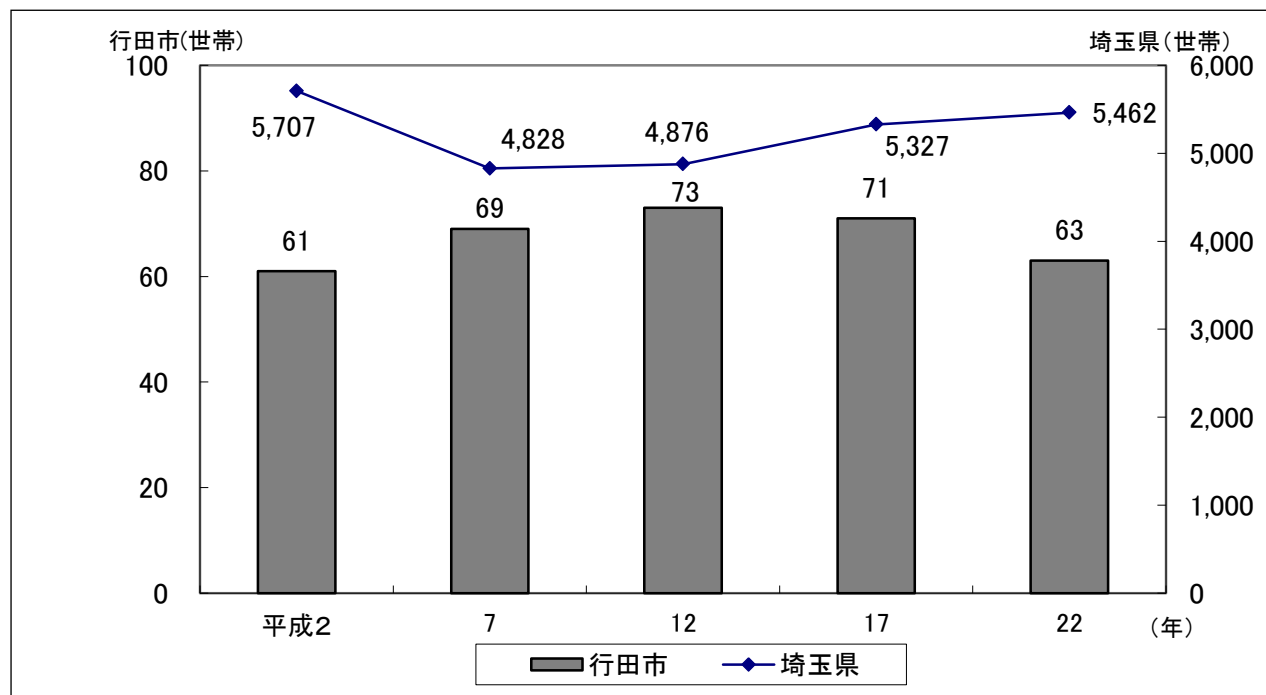
母子家庭の世帯数は、増加傾向にあります。父子家庭の世帯数は、ほぼ横ばい状態となっています。

●母子世帯数の推移（埼玉県・行田市）



資料：国勢調査

●父子世帯数の推移（埼玉県・行田市）



資料：国勢調査

2 子育て支援サービスの状況

(1) 認可保育園の状況

平成 26 年4月現在、市内には認可保育園が 12 カ所（公立3・私立9）あります。定員数 1,160 名に対して、園児数は 1,158 名（公立 213 名・私立 945 名）となっています。

●保育園（公立3・私立9）

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	園児数（名）
持田保育園	公立	生後 6 ヶ月～	90	76
長野保育園	公立	生後 6 ヶ月～	90	90
南河原保育園	公立	生後 6 ヶ月～	60	47
若葉保育園	私立	生後 4 ヶ月～	150	146
和光保育園	私立	生後 6 ヶ月～	130	140
白鳩保育園	私立	生後 2 ヶ月～	60	67
ホザナ保育園	私立	生後 3 ヶ月～	110	119
太井保育園	私立	生後 2 ヶ月～	90	103
太田保育園	私立	生後 2 ヶ月～	120	108
小羊チャイルドセンター	私立	生後 2 ヶ月～	70	71
埼玉保育園	私立	生後 6 ヶ月～	90	98
行田保育園	私立	生後 6 ヶ月～	100	93
計			1,160	1,158

資料：子育て支援課

(2) 幼稚園の状況

平成 26 年5月現在、市内には幼稚園が8カ所（私立）あります。定員数 2,285 名に対して、園児数は 1,408 名となっています。

●幼稚園（全て私立）

（平成 26 年 5 月 1 日現在）

保育園名	公・私	受入年齢	定員（名）	園児数（名）
ホザナ幼稚園	私立	3～5 歳	175	61
老本幼稚園	私立	3～5 歳	520	202
富士見ヶ丘幼稚園	私立	3～5 歳	140	69
やなぎ幼稚園	私立	3～5 歳	280	337
やごう幼稚園	私立	3～5 歳	320	226
まつたけ幼稚園	私立	3～5 歳	320	375
行田幼稚園	私立	3～5 歳	210	80
南河原幼稚園	私立	3～5 歳	320	58
計			2,285	1,408

資料：子育て支援課

（３）家庭保育室の状況

平成 26 年 4 月現在、市内には家庭保育室が 2 カ所（私立）あります。定員は合わせて 9 名で、平成 25 年度の延べ利用児童数は合計 53 名となっています。

●家庭保育室（全て私立）

（平成 26 年 4 月）

保育室名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後 6 週間～ 2 歳未満の児童	4	延べ 22
あゆみ保育園	私立	生後 6 週間～ 2 歳未満の児童	5	延べ 31

資料：子育て支援課

（４）病児・病後児保育園の状況

平成 26 年 4 月現在、市内には病児・病後児保育園が 1 カ所（私立）あります。定員は 8 名で、平成 25 年度の延べ利用児童数は 43 名となっています。

●病児・病後児保育園（私立）

（平成 26 年 4 月）

保育室名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
げんきキッズ	私立	小学校 3 年生までの児童	8	延べ 879

（資料：子育て支援課）

（５）ショートステイ・トワイライトステイの状況

平成 26 年 4 月現在、市内にはショートステイ及びトワイライトステイの実施施設が各 2 カ所あります。定員はショートステイが合わせて 7 名、トワイライトステイが合わせて 7 名です。平成 25 年度の延べ利用児童数はショートステイが合計 4 名、トワイライトステイが合計 102 名となっています。

●ショートステイ（原則 7 日以内）（全て私立）

（平成 26 年 4 月）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後 6 週間～ 2 歳未満の児童	4	延べ 4
児童養護施設「ケヤキホーム」	私立	2 歳～ 18 歳未満の児童	3	延べ 0

（資料：子育て支援課）

●トワイライトステイ（原則 6 ヶ月以内・午後 10 時まで）（全て私立）

（平成 26 年 4 月）

施設名	公・私	受入年齢	定員（名）	児童数（名）
長澤家庭保育室	私立	生後 6 週間～ 2 歳未満の児童	4	延べ 24
児童養護施設「ケヤキホーム」	私立	2 歳～ 18 歳未満の児童	3	延べ 78

（資料：子育て支援課）

（６）地域子育て支援拠点施設の状況

平成 26 年 4 月現在、市内には地域子育て支援センターが 2 カ所、つどいの広場が 5 カ所あります。子育て親子が自由に遊び、交流できる場を提供するほか、子育てに関する相談や市が実施する子育て支援サービスの情報提供を行っています。

●地域子育て支援センター

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設名	対象	開設日	開設時間
きっずプラザ あおい	0 歳～就学前の 児童の親子	月・水・金・土・日曜日	午前 9 時～午後 5 時
なごみ (和光保育園併設)	0 歳～就学前の 児童の親子	月・火・水・木・金曜日	午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 3 時

●つどいの広場

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設名	対象	開設日	開設時間
はすのこ (児童センター併設)	おおむね 3 歳未満の 児童の親子	火・木・土曜日 (国民の祝日を除く)	午前 10 時から午後 3 時
ひがし (東学童保育室)		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	午前 9 時から午後 2 時
みなみかわら (旧南河原学童保育室)		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	
さくら (さくら学童保育室)		月・水・金曜日 (国民の祝日を除く)	
さきたま (埼玉学童保育室)		火・水・木曜日 (国民の祝日を除く)	

（資料：子育て支援課）

（７）その他子育て相談事業の状況

平成 26 年 4 月現在、市内におけるその他の子育て相談事業として 2 事業を行っています。子どもに関する悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員が相談をお受けする家庭児童相談室や子育ての悩みや不安を仲間同士で話し合う子育て談話室（たんぼぼ）など、子育て親子が交流できる場や身近に相談できる場を提供しています。

●子育て相談事業

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

事業名	対象	開設日	場所	開設時間
家庭児童相談室	18 歳未満の児童の 保護者等	月～金曜日	子育て支援課内	午前 8 時 30 分～午後 4 時 (正午～午後 1 時を除く)
子育て談話室 「たんぼぼ」	おおむね 3 歳未満の 子と親	開催日は年度ごとに 決定。(隔月 1 回)	総合福祉会館	午前 10 時～午前 11 時 45 分

（資料：子育て支援課）

（８）学童保育の状況

平成 26 年 4 月現在、市内には学童保育室が 13 カ所（公立 12・民間 1）あります。定員数 637 名に対して、在籍児童数は 581 名（公立 565 名・民間 16 名）となっています。

●学童保育

（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設名	場所	公・民	定員（名）	児童数（名）
中央学童保育室	中央小学校敷地内	公設	60	53
西学童保育室	西小学校内	公設	70	68
東学童保育室	東小学校敷地内	公設	60	59
北学童保育室	谷郷 2486-3	公設	46	46
さくら学童保育室	桜ヶ丘小学校敷地内	公設	45	39
南学童保育室	南小学校敷地内	公設	44	44
太田西学童保育室	太田西小学校内	公設	49	49
泉太井学童保育室	泉小学校敷地内	公設	55	55
埼玉学童保育室	埼玉小学校敷地内	公設	48	48
南河原学童保育室	南河原支所内	公設	60	43
下忍学童保育室	下忍小学校敷地内	公設	36	27
荒木学童保育室	荒木小学校敷地内	公設	34	34
太井学童保育室	棚田町 1-58-10	民設	30	16
計			637	581

（資料：子育て支援課）

（９）ファミリー・サポート・センターの状況

平成 26 年 4 月現在、市内にはファミリー・サポート・センターが 1 カ所あります。育児の援助を受けたい方や育児の援助を行いたい方を会員として、会員間による育児の相互援助活動を支援しています。平成 25 年度末の会員数は 378 名で、延べ利用者数は 5,403 名となっています。

●ファミリー・サポート・センター

（平成 26 年 4 月）

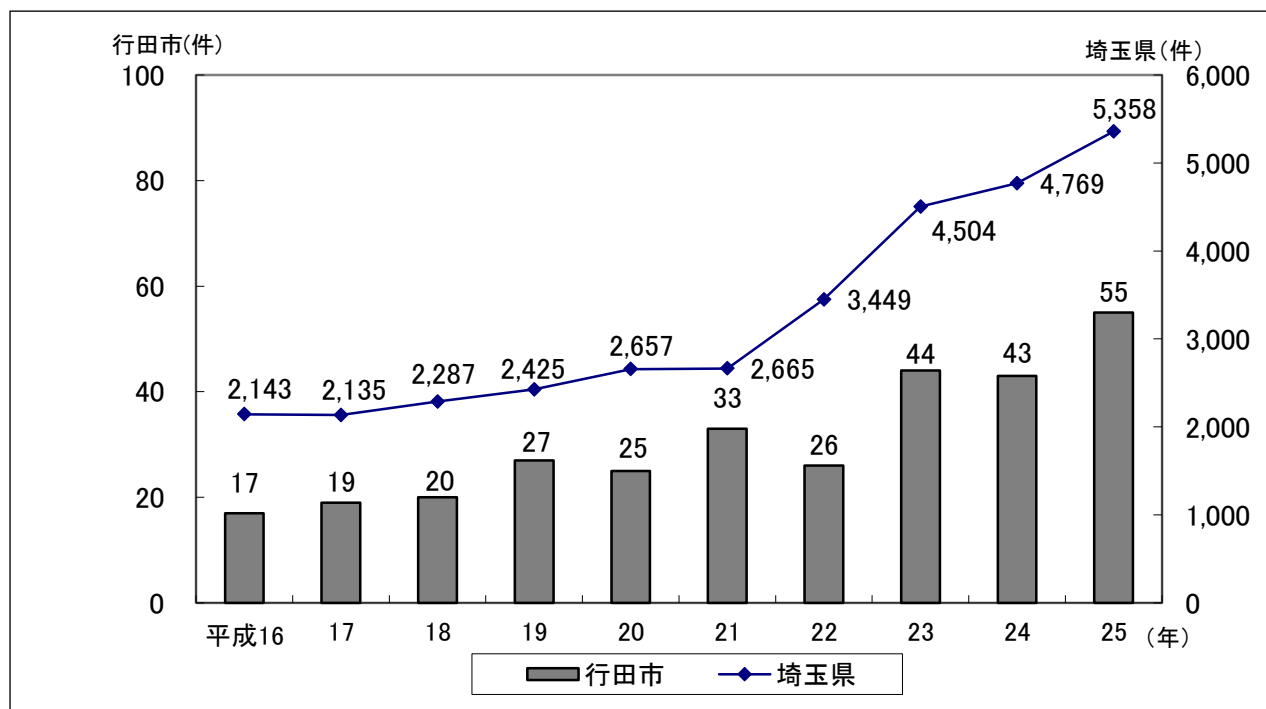
施設名	対象	援助時間等	利用者数（名）
ファミリー・サポート・センター	生後 6 ヶ月以上 12 歳までの 児童の保護者	午前 7 時～午後 7 時	延べ 5,403

（資料：子育て支援課）

(10) 児童虐待相談受付件数の推移

熊谷児童相談所で受け付けた本市内の児童虐待相談件数は、年々増加傾向にあります。

●児童相談所における児童虐待相談受付件数の推移（行田市）



資料：熊谷児童相談所（行田市） 埼玉県福祉部こども安全課統計資料（埼玉県）

第 3 章 計画の基本的考え方

1 基本理念

男女ともに働き方も含めたライフスタイルやライフサイクルの多様化が進むにつれ、晩婚化や未婚率も上昇しています。少子化の理由としては、こうした生き方の変化に加え、もう一つ大きな要因として、子育てに対する負担や不安、孤立感の増大が挙げられます。

このような中、子どもを安心して生み育てられ、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築に向け、家庭・学校・地域・企業・行政など本市のすべての人が、温かい交流・連帯によるコミュニティ意識のもと、子どもの視点を大切にしながら子どもの社会性の向上や自立を支援し、かつ子育てにともなうよろこびを共有できるよう、基本理念を次の通り定め、計画を推進します。

子どもと親が笑顔で安心してらせるまち ぎょうだ

2 基本的視点

本計画では、次の3つの視点を、基本理念にもとづき、具体的に子ども・子育て支援を推進していくための基本的視点とします。

① 子どもの視点を大切に、健やかな成長と社会性の向上や自立を支援します。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は変化していますが、子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であるとともに、次代の社会を支える重要な役割を担っています。

子育てに関わる施策により、大きく影響を受けるのは子ども自身であることから、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。

子どもの視点を大切に、すべての子どもが豊かな心とたくましく生きる力、自己肯定感を育みながら成長し、自立できるよう支援します。

② 子育てや子どもの成長によるよこびや生きがいを実感できるよう支援します。

子どもの健やかな成長にとって、親やその他の保護者の果たす役割は重要なものです。しかし、親やその他の保護者が子育てに対する負担や不安を感じたり、自覚や責任に欠けたり、母親に負担が大きくかかるなどの状況があります。

親やその他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを前提としつつ、協力して助け合いながら、親としての成長も支援し、子育てや子どもの成長によるよこびや生きがいを実感できるよう支援します。

③ 地域で、子育て家庭を支えあえるよう支援します。

子どもがのびのびと育つ地域社会とするためには、子どもが安全・安心に過ごすことができ、子育て家庭が子育てしやすい環境の整備が必要です。

これからの世代を担う子どもたちの成長を、本市のすべての人々の温かい交流・連帯によるコミュニティ意識のもとに、地域全体で支えあうことができるよう支援します。

第4章 施策の展開

1 計画の体系

計画の基本理念にもとづき、子ども・子育て支援を推進していくため、基本目標を次の7つとします。

基本理念や基本目標、また、これらを実現していくための施策を体系化すると、下図のようになります。

基本理念	子どもと親が笑顔で安心してらせるまち ぎょうだ
基本的視点	① 子どもの視点を大切にし、 <u>健やかな成長</u> と社会性の向上や自立を支援します。 ② 子育てや子どもの成長によるこびや生きがいを実感できるよう支援します。 ③ 地域で、子育て家庭を支えあえるよう支援します。

基本目標	施策
1. 地域における子育ての支援	1-1 身近な子育て支援体制の充実
	1-2 子育て支援サービスの充実
	1-3 教育・保育の充実
	1-4 <u>子どもの健やかな成長への支援</u>
2. 子どもの健康増進	2-1 子どもや母親の健康の確保
	<u>2-2 思春期保健対策の充実</u>
	2-3 食に対する意識の向上
3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境等の整備	<u>3-1 家庭や地域の教育力の向上</u>
	3-2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
	<u>3-3 次の世代の親育て</u>
4. 子育てを支援する生活環境の整備	4-1 良好な居住環境の整備
	4-2 子育て・子育てにやさしいまちづくりの推進
5. 職業生活と家庭生活との調和の推進	5-1 仕事と子育ての調和支援
6. 子どもの安全確保	6-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	6-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
7. 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	7-1 児童虐待防止対策の充実
	7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進
	7-3 障害児施策の充実

2 施策の展開

子ども・子育て支援を推進し、基本理念と基本目標を実現するため、以下の施策を展開していきます。

基本目標1	地域における子育ての支援
--------------	---------------------

施策1－1 身近な子育て支援体制の充実

1) 身近な相談体制の充実

- ・子育て談話室「たんぽぽ」をはじめとした身近に相談できる場について、充実を図ります。
- ・子育て支援団体の育成を図ります。

2) 地域における子育て支援拠点の充実

- ・市内7箇所の保育園・児童センター等に設置した「子育て支援センター」や「つどいの広場」において、育児不安等への相談指導や子育てサークル等の育成など、地域における子育て支援を推進します。
- ・地域子育て支援拠点事業の内容の充実を図ります。

3) 情報提供の充実

- ・子育てに関する様々な内容を盛り込んだ子育てガイドブックを作成します。
- ・市の広報やホームページを通じて、子育て支援に関する最新の情報提供を行います。

4) 情報ネットワーク体制の整備

- ・保育協議会や民生委員・児童委員連合会など、子育てに関する機関の情報交換の場となる子育て支援ネットワーク会議を開催します。
- ・関係機関との連携強化を図ります。

施策1－2 子育て支援サービスの充実

1) 地域における支援体制の充実

- ・保育園・幼稚園等への送迎や一時的な預かり等、育児についての助け合いを進めるため、ファミリー・サポート・センター事業を推進します。
- ・保護者の疾病や残業などにより家庭での養育が困難な場合に対応するため、ショートステイ事業やトワイライトステイ事業、一時預かり事業などを推進します。

2) 学齢期の放課後支援の充実

- ・学童保育室が設置されていない小学校の児童の需要に対応するため、更なる定員の拡大や既存施設を利用した新たな学童保育室の整備を進めます。
- ・様々な体験活動を通して、子どもたちの心が健やかに育まれる環境づくりを推進するため、放課後子ども教室を実施します。実施にあたっては、地域の方々の参画による運営委員会を設置し、余裕教室を活用することを基本とするとともに、教育・福祉部局間の連携により、各小学校の状況を踏まえながら、各小学校で週1回の実施を目指して計画的に推進します。
- ・学童保育室を利用する子どもも、放課後子ども教室の活動に参加できるよう、学童保育室と放課後子ども教室の職員や関係者の連携を図ります。

施策1－3 教育・保育の充実

1) 教育・保育施設の充実

- ・「子ども・子育て支援事業計画」にもとづき、定員数確保に計画的に取り組み、待機児童の解消を図ります。
- ・民間の保育園や幼稚園が認定こども園に移行する場合に、支援を行います。

2) 地域型保育施設の充実

- ・家庭保育室の地域型保育事業化を促進します。
- ・教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携を推進します。地域型保育事業者が子ども・子育て支援新制度へ移行する際に連携先がない場合は、公立保育園を紹介します。

3) 多様で良質な保育サービスの提供

- ・延長保育については、現在充足されている状況を維持できるよう運営を支援していきます。
- ・改築等を行う保育園については、多様なサービスを提供できる施設整備に努めます。
- ・人員の充実と多様化する保育ニーズに対応する保育士として資質の向上を図ります。

施策1－4 子どもの健やかな成長への支援

1) 地域ぐるみの児童健全育成体制の整備

- ・小中学校と警察などが連携を図りながら、地域ぐるみの非行防止活動に努め、魅力ある学校づくりを推進します。
- ・児童センター事業の充実を図り、遊びを通じた児童の健康増進と情操の育成を促進します。

2) 総合的なスポーツ等の環境整備の推進

- ・「行田市スポーツ振興計画」に基づき、いつでも誰でも気軽にスポーツ等が楽しめる多目的広場などの環境整備を進めます。
- ・地域子育て支援拠点において、就学前の子どもの健康増進を図ることができるよう、環境整備を進めていきます。

3) 世代間交流の推進

- 保育園、地域子育て支援拠点での、子どもと地域の高齢者の遊びを通じたふれあいや、世代間交流を図ります。
- 図書館での高齢者ボランティアによる絵本の読み聞かせなどにより、世代間交流を図ります。

基本目標2 子どもの健康増進

施策2－1 子どもや母親の健康の確保

1) 妊娠・出産に対する支援の充実

- ・母子健康手帳の交付時にアンケートを実施し、母子の状況把握に努めます。
- ・妊婦健康診査の公費負担を維持します。
- ・ママ・パパ教室などにより、初妊婦とその家族が安心して妊娠・出産・育児ができるよう支援を行います。
- ・各種事業を継続するとともに、参加者の声を取り入れながら事業内容の改善を図ります。

2) 母子保健の推進

- ・健康管理システムを活用し、妊娠・出産・育児中の子どもと家族の状況把握に努めます。
- ・保健師、助産師、看護師、歯科衛生士等の専門職を登録し、母子の健康支援に活かします。
- ・乳幼児の年齢に応じた各種健診を実施し、疾病や障害及び虐待の早期発見、早期対応と育児不安の軽減を図ります。
- ・健診で経過観察になった乳幼児や、発達や育児において不安がある幼児を持つ保護者を対象にした相談体制を充実し、医療機関受診の勧奨など必要な支援を行います。

3) 小児医療の充実

- ・休日・夜間の医療体制や当番医の確保、第二次小児救急医療体制の充実を図ります。
- ・医療に関する相談体制や情報提供の充実を図ります。
- ・保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費助成を継続します。

施策2－2 思春期保健対策の充実

1) 健康教育事業の推進

- ・児童の心身の発達に応じた健康教育を進めます。
- ・警察、医師会、薬剤師会などの関係機関と連携して、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止教育を進めます。

2) 思春期相談の推進

- ・教育相談や子どもの心の問題に悩む親からの相談は、教育研修センター及び家庭児童相談室で対応します。
- ・悩みを抱える子どもの相談には、教育研修センターや、さわやか相談員、家庭児童相談員、またはこころの相談事業などで対応します。
- ・いじめに対しては、「いじめ総合ホットライン」や家庭児童相談室で対応します。

施策2－3 食に関する意識の向上

1) 食育事業の推進

- ・「行田市健康増進計画・食育推進計画」にもとづき、子どもたちの食に関する意識の向上を図ります。

2) 乳幼児期の食生活に対する支援の充実

- ・離乳食についての集団指導や離乳食教室を実施し、離乳食に関する保護者の不安の軽減とスムーズな離乳食の開始を図ります。
- ・乳幼児期の各種健診時などにおける栄養相談や個別の乳幼児相談などを通じて、食生活や発育への不安や問題に対する情報提供や支援を行います。

基本目標3

子どもの心身の健やかな成長に資する 教育環境等の整備

施策3－1 家庭や地域の教育力の向上

1) 家庭教育の推進

- ・4か月健診時に実施するブックスタート事業を通じて、家庭における情操教育を促します。
- ・乳幼児健診時に年齢に応じた学習に関する資料の配布や、子育て講座の充実により、家庭教育についての意識向上を図ります。
- ・就学時健診時や、PTA・保護者会等の機会を活用し、家庭教育に関する講話や意見交換を行います。

2) 地域の教育力の向上

- ・地域ぐるみの子育て支援活動に、自らの子育て体験を活かそうとする様々な世代の方々を対象とした、知識や技量を高める研修講座を実施し、実践活動の推進を図ります。
- ・講座終了後に主体的に活動できる場所の拡充を図ります。

3) スポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・市体育協会の自主的な企画運営により、地域に密着した生涯スポーツの推進を図り、健全な心身の成長を促します。
- ・各種研修・講習を継続し、多種多様化するスポーツ活動に対応するため、スポーツ指導者の養成と資質向上を図ります。

施策3－2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

1) 教育環境の充実

- ・子どもが学ぶ意欲と確かな学力を身に付けることができるよう、教育課程や指導方法の充実を図ります。

2) 未来を担う人を育てる教育の充実

- ・寺子屋事業を通して、地域のよさや伝統・文化等を生かした特色ある教育活動や学校づくりの推進・充実を図ります。
- ・児童生徒一人ひとりに目が行き届くよう、少人数学級制を維持します。
- ・小学校全学年で英語活動を実施し、コミュニケーション能力の育成を図ります。
- ・小学1年生の児童を対象に、セカンドブック事業を実施し、家族や友達と本を通したコミュニケーションと読書環境の充実を図ります。
- ・子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育成し、体力の向上と健康の増進につながるよう、学校におけるスポーツ環境や指導者の充実を図ります。

3) 地域ぐるみの教育環境の整備

- ・学校経営に保護者や地域住民の意向を反映し、組織的・機能的な教育活動を推進します。
- ・学校施設を地域に開放し、地域・学校・家庭の連携の強化を図ります。
- ・行田市保幼小連絡協議会を通して、相互の連絡を緊密にし、保育園・幼稚園・小学校間のスムーズな連携を図ります。

施策3－3 次の世代の親育て

1) 小さな子どもとふれあう場づくりの推進

- ・小・中学生などが、小さな子どもとふれあう子育て体験の機会の提供を推進します。

基本目標4

子育てを支援する生活環境の整備

施策4－1 良好な居住環境の整備

1) 子育て世帯の住居確保への支援

- ・子育て世帯が市内で住宅を取得する際に経済的な負担を軽減するための支援を行います。
- ・市営住宅への子育て世帯の優先的入居を継続します。
- ・市営住宅の住宅敷地内における遊具の安全確保に努めます。
- ・公営住宅の空き住戸情報の定期的な情報提供に努めます。

2) 勤労者住宅資金貸付制度の実施

- ・勤労者の住宅確保を容易にするため、勤労者住宅資金の貸付を実施します。また、制度利用の利点を含めた積極的なPRを行います。

施策4－2 子育て・子育てにやさしいまちづくりの推進

1) ユニバーサルデザインの推進

- ・地域には多様な人が住んでいることを認識し、多様な価値観を共有できるような意識の向上を図ります。
- ・「行田市ユニバーサルデザイン指針」に基づき、誰もが暮らしやすい環境整備を推進します。

2) 子どもが安全に暮らせる環境の整備

- ・子育て中の親子が安心して外出できるよう自由に授乳やおむつ替えができる、「赤ちゃんの駅」の設置を進めます。
- ・遊具や砂場等の施設点検を行うとともに、「公園施設長寿命化計画」に基づく維持管理を行い、子どもが安心して遊べる広場等を維持します。
- ・主要幹線道路の整備に合わせた、計画的な歩道整備等を推進します。
- ・自治会による防犯灯の設置に対する一部補助を実施し、設置促進を図ります。

3) 子育てにやさしいまちの情報提供体制の整備

- ・子どもをつれた家族が特典を受けられる「子育てジョイ事業」や「赤ちゃんの駅」など、子育てに関する情報を市報や市のホームページなどを通じて、積極的な周知を図ります。

施策5－1 仕事と子育ての調和支援**1) 男女が共同して家事育児に参画できる社会環境づくりの推進**

- ・市内の企業等にワーク・ライフ・バランスへの理解と協力を呼びかけ、企業における理解促進を図ります。
- ・子育てがしやすい制度の活用や環境づくりに向けた啓発（くるみんマークなどの周知）を推進します。
- ・父親向けの育児講座や父と子がふれあえるイベント等の活用により、父親の育児参加を促進します。

2) 仕事と子育ての両立支援

- ・育児で離職した女性が復帰するための支援を行い、再雇用・再就労につながる支援の充実に努めます。
- ・男性の育児・介護休業制度の利用促進に向けた啓発を図ります。
- ・企業内への保育施設の設置について支援します。
- ・育児休業からの復帰時に保育サービスをスムーズに利用できるよう、子育てガイドによる支援を実施します。

基本目標6	子どもの安全確保
--------------	-----------------

施策6－1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

1) 交通安全意識の醸成

- ・市内各小・中学校において、学年に合わせた交通安全指導や交通安全教室を実施し、自ら危険を予知し回避する能力を育む機会の充実を図ります。

2) 交通事故防止活動の推進

- ・学校や学校応援団による登下校時の交通安全指導を実施し、子どもたちの登下校時における安全確保を図ります。

施策6－2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

1) 防犯意識の醸成

- ・メール配信による市民の自主防犯意識の啓発を行います。
- ・小・中学校における防犯教室や防犯講座を実施するほか、警察や関係団体から提供される防犯情報を発信し、児童生徒の防犯意識の高揚を図ります。

2) 防犯活動の推進

- ・青色回転灯付パトロール車による防犯パトロールを継続します。
- ・学校安全ボランティアによる登下校時の安全指導やスクールガードリーダーによる巡回パトロールの実施、子どもひなん所の設置など、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

3) 被害にあった子どもの保護

- ・相談員を小・中学校に配置し、相談しやすい体制の充実を図ります。

基本目標7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

施策7-1 児童虐待防止対策の充実

1) 虐待や児童の権利に関する条例の周知徹底

- ・「児童虐待の防止に関する法律」「児童の権利に関する条約」など、子どもの基本的人権にかかる法令等の周知徹底を図ります。

2) 虐待ハイリスク者の早期発見・対応の推進

- ・健診や各種訪問事業を通じて、虐待のハイリスク者や育児不安の強い保護者の早期発見に努めます。
- ・要保護児童などを発見した場合は、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と連携して速やかな対応を図ります。
- ・行田市児童虐待防止ネットワーク会議を開催し、児童虐待の予防、早期発見、早期介入等に地域全体で総合的に取り組みます。

3) 虐待に関する相談体制の充実

- ・子育ての悩みや子どもの発達上の問題、不登校や非行などについて、家庭児童相談員や社会福祉主事による身近な相談体制を継続します。
- ・専門的な心理検査・診断を必要とする場合や子どもへの虐待が疑われる場合には、児童相談所などと連携して対応します。
- ・虐待に関わる通告（連絡）や相談を24時間受け付ける「虐待防止ホットライン」を設置し、48時間以内に安否確認を行います。
- ・虐待防止ホットラインの周知徹底を図ります。

施策7-2 ひとり親家庭の自立支援の推進

1) 就労・自立の促進

- ・母子家庭への自立支援教育訓練給付などにより、自立に向けた就労支援を推進します。

2) ひとり親家庭への経済的支援の充実

- ・ひとり親家庭への医療費の一部助成を継続します。
- ・ひとり親家庭など、児童養育手当などの支給により、父または母、あるいは父母ともに欠けている児童を養育している人の経済的負担の軽減を図ります。

施策7-3 障害児施策の充実

1) 障害の早期発見と適切な対応

- ・妊婦健康診査や各種相談等の定期的な実施により、母子の異常を早期に発見し、障害の予

防や早期の対応につなげます。

2) 子どもに適した療育・保育・教育の選択に向けた支援

- 発達の違いにより、療育支援が必要な乳幼児とその保護者に対して、個別の相談の場を設け、子どもに適した療育、保育、教育の選択ができるよう支援します。
- 子どもの発達状況や個性を踏まえながら、集団の中で障害のある子どもの成長を応援できるように配慮した、障害児保育や児童デイサービスを継続します。
- 学童保育室や放課後デイサービスにおいて、障害のある放課後児童の受け入れ体制の充実を図ります。
- 特別支援教育の推進を図ります。

3) 自立した日常生活と社会参加の促進

- 障害児通所支援をはじめとした、障害者自立支援給付事業や地域生活支援事業などを実施し、能力や適性に応じた自立した日常生活と社会参加を促進します。
- 在宅サービス（居宅介護、デイサービス、短期入所等）の整備・充実を引き続き推進します。

4) 保護者の経済的負担の軽減

- 特別児童扶養手当、障害児福祉手当や重度心身障害者医療支給制度などの各種制度の周知と利用促進を図ります。
- 今後も、関係各課・機関との連携による、情報提供の拡大と制度の利用促進を図ります。

第5章 事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項により、市区町村は、国が定めた「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保に関する事業計画を策定するものとされ、下表の通り対象となる施設・事業が定められています。

第5章は、第4章に示した施策を具体的に展開していくにあたって行う取り組みや事業のうち、国が定めた対象施設・事業については、重点的に取り組んでいくべきものとして、今後5年間の事業計画を定めたものです。

「子ども・子育て支援事業計画」の対象となる施設・事業一覧

事業区分			市町村の実施事業例
教育・保育	①	教育・保育施設	・認定こども園 ・幼稚園 ・保育園
	②	地域型保育事業	・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業
地域子ども・子育て支援事業	①	時間外保育事業	・延長保育
	②	放課後児童健全育成事業	・放課後児童クラブ
	③	子育て短期支援事業	・ショート・ステイ ・トワイライト・ステイ
	④	地域子育て支援拠点事業	・地域子育て支援拠点事業
	⑤	一時預かり事業	・幼稚園における定期・一時預かり ・一時保育
	⑥	病児保育事業	・病児保育事業
	⑦	子育て援助活動支援事業	・ファミリー・サポート・センター
	⑧	妊婦に対して健康診査を実施する事業	・妊婦健康診査事業
	⑨	乳児家庭全戸訪問事業	・こんにちは赤ちゃん訪問事業
	⑩	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	・養育支援訪問事業 ・要保護児童対策地域協議会 等
	⑪	利用者支援に関する事業	・地域子育て支援拠点における利用者支援 ・保育コンシェルジュ (※具体的な子ども・子育て支援事業の利用に向けて、専門の職員が情報提供や関係機関との連絡調整などの支援を行うもの)
	⑫	実費徴収に係る補足給付を行う事業	・市町村が条例に定めた利用者負担額に、教育・保育施設が教材費、行事参加費などの上乗せ徴収を行う際に、低所得者の負担軽減のため、公費により行う実費負担の補助
	⑬	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	・民間事業者の参入の促進に関する調査研究 ・多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

2 教育・保育提供区域の設定（必須記載事項）

「教育・保育提供区域」は、子ども・子育て支援事業計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

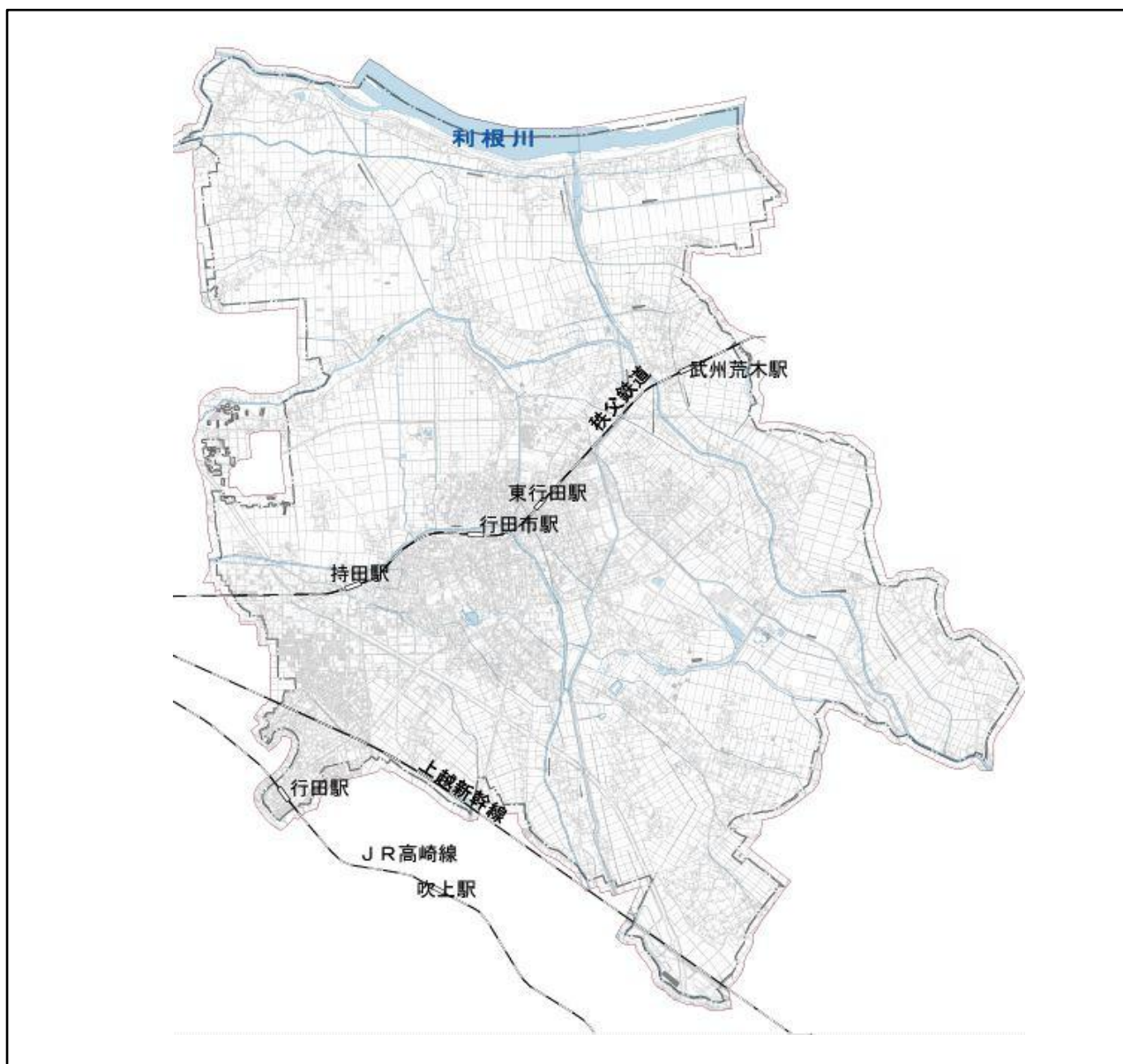
教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須記載事項となっています。

本市における教育・保育提供区域の考え方は以下の通りです。

幼稚園については学区域設定がなく、保護者が教育方針などで選択している例も多いことから、区域分けをすると現在の利用実態と異なってくる可能性があります、また保育園も、自宅からの近さだけでなく、保護者の通勤経路等によっても選択が異なることから、自宅の所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されます。

このような現状を考慮し、本市の教育・保育提供区域は、市全域を一区域として設定します。

図-行田市全域図



3 教育・保育および地域子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 概 要

子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育事業及び地域の子育て支援について、平成 25 年度に実施したニーズ調査（子ども・子育て支援事業計画作成のために実施した利用傾向の把握）の結果をもとに算出した、平成 27～31 年度（5年間）における「量の見込み（ニーズ量）」と「確保の方策」「実施時期」を記載することになっています。

ただし、教育・保育の量の見込みに対する提供体制確保は、「待機児童解消加速化プラン」が目標年次としている平成 29 年度末までに達成することを目指すよう、国から示されています。

(2) 量の見込みに対する「確保方策」 の設定

●教育・保育の確保方策

<保育の必要性の認定区分>

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等に応じた保育の必要性により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、利用する教育・保育施設・事業が決まっていきます。

年 齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満 3 歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	認定こども園・幼稚園
	あり	2号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育園
		2号認定（保育短時間）	
満 3 歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	認定こども園・保育園 ・地域型保育事業
		3号認定（保育短時間）	

※ただし、「保育の必要性あり」の事由があっても、保護者の希望で1号認定を受けて幼稚園等を利用することは可能。

<教育・保育の確保方策>

※表下段・「過不足数」が、0 以上になっていれば充足されたことを示します。

本市においては、27 年度に需要がピークに達することから、27 年度時点における量の見込みを見据えた確保策を設定します。

27年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	718	1,058		75	367
		323	735		
市内施設確保数		2,285	834	67	325
市外から受け入れ		453	39	3	21
市外施設利用		24	53	4	31
確保数		1,856	848	68	335
過不足数		815	113	-7	-32

28年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	699	1,030		77	357
		314	716		
市内施設確保数		2,285	834	67	325
市外から受け入れ		453	39	3	21
市外施設利用		24	53	4	31
確保数		1,856	848	68	335
過不足数		843	132	-9	-22

29年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	680	1,003		75	346
		306	697		
市内施設確保数		2,285	834	82	380
市外から受け入れ		453	39	3	21
市外施設利用		24	53	4	31
確保数		1,856	848	83	390
過不足数		870	151	8	44

30年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	662	974		72	335
		297	677		
市内施設確保数		2,285	834	82	380
市外から受け入れ		453	39	3	21
市外施設利用		24	53	4	31
確保数		1,856	848	83	390
過不足数		897	171	11	55

31年度					
認定区分	1号	2号		3号	
	3歳以上 教育希望	3歳以上保育必要		0歳 保育必要	1～2歳 保育必要
		教育希望が強い	左記以外		
量の見込み	642	947		70	325
		289	658		
市内施設確保数		2,285	834	82	380
市外から受け入れ		453	39	3	21
市外施設利用		24	53	4	31
確保数		1,856	848	83	390
過不足数		925	190	13	65

①教育ニーズ＜1 号＞

- ・認定こども園への移行を希望する幼稚園については、情報提供及び支援を行う。
- ・平成 29 年度までに 3 園の移行を想定し、「移行についての意向調査」の結果を踏まえながら幼稚園への働きかけを行う。

②保育ニーズ ＜2 号、3 号＞

- ・2 号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い者は幼稚園及び認定こども園の短時間保育で確保するものとする。
- ・認可外施設の認可化又は地域型保育事業化を促進する。

●地域子ども・子育て支援事業の確保方策

※表下段・「過不足数」が、0 以上になっていれば充足されたことを示します。

(1) 時間外保育事業(延長保育)

事業内容

保育園において、通常保育時間を超えて子どもを保育する事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	136	132	128	124	121
確保数	180	180	180	180	180
過不足数	44	48	52	56	59

確保策の方針と対応策

- ・充足されている状況を維持できるように保育園による運営を支援していく。

(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育室)

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもを対象に、放課後（土曜日、学校休業日は一日）に安全な生活の場を提供することにより、保護者の就労を支える事業。

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	低学年	435	426	416	408	399
	高学年	245	239	231	225	218
確保数		637	667	697	697	697
過不足数		-43	2	50	64	80

確保策の方針と対応策

- ・低学年については、現行のとおり、需要に応じた利用を継続する。
- ・高学年については、現行のとおり、需要に応じた受け入れを基本とするが、児童センターなど、その他の居場所づくり事業との連携を図っていく。
- ・平成 28 年度以降、総数ではニーズを満たしているが、地域的にはニーズの偏りがあり、定員 70 名で運営している学童保育室や、定員超過のため校区外の学童保育室へ通っている児童が存在する。このことを踏まえ、特に不足地域で必要な増設を図る（28 年度 1 箇所 30 名、29 年度 1 箇所 30 名）。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容

保護者が一時的に子どもの養育が困難で、かつ、他に養育する方がいない場合に、宿泊を伴う保護を行う事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	38	37	36	35	34
確保数	49	49	49	49	49

確保策の方針と対応策

- ・他市の利用状況も考慮したニーズを把握した上で、事業体制について検討していく。

（４）地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児と保護者に安心して過ごせる遊び場等の提供や、子育てに関する総合相談及び情報提供を行う事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	13,352	12,957	12,570	12,174	11,787
確保数	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所	7 箇所

確保策の方針と対応策

- ・現在の体制（地域子育て支援センター２箇所、つどいの広場５箇所）を維持するとともに、更に利用しやすさのため利用時間帯及び曜日について検討をする。また、拠点を訪れることが困難な親子に対し地域子育て支援センター１箇所でホームスタート事業を実施する。
- ・ベビーマッサージ等の子育てに係る講座の開催・充実と周知を図る。

（５）一時預かり事業等

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

事業内容

幼稚園や認定こども園（短時間保育）で、通常の教育時間終了後に子どもを預かる事業（主として昼間。３～５歳児対象）。

27年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		23,271	22,645	22,042	21,438	20,812
内 訳	一時	16,187	15,752	15,332	14,912	14,477
	定期	7,084	6,893	6,710	6,526	6,335
確保数		61,600	61,600	61,600	61,600	61,600
過不足数		38,329	38,955	39,558	40,162	40,788

②幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外

事業内容

家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業（すべての家庭の０～５歳児対象）。

27年度		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		996	970	942	913	885
確保数		571	562	553	546	537
過不足数		-425	-408	-389	-367	-348

確保策の方針と対応策

- ・現在実施している一時預かりの各事業は、現行体制を維持する。
- ・現在、在園児以外を対象とした一時預かりの実施施設を拡充していく。
- ・再任用職員を活用した公立保育園での一時預かり事業を検討する。

（６）病児保育事業

事業内容

子どもが病気で集団保育が困難な期間、専用スペース等において、看護師等が一時的に預かる事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	855	853	850	846	842
確保数	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
過不足数	1,225	1,227	1,230	1,234	1,238

確保策の方針と対応策

- ・病児・病後児保育については、現行の１施設定員８名の体制を維持する。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）【就学後】

事業内容

育児の手助けが必要な方（依頼会員）からの依頼に応じて、育児の手助けができる方（提供会員）を紹介し、育児の支援を図る事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	5,019	4,897	4,774	4,650	4,529
確保数	5,214	5,214	5,214	5,214	5,214
過不足数	195	317	440	564	685

確保策の方針と対応策

- ・依頼内容に偏りがみられることから、ファミリー・サポート・センターの事業内容構成と配分を検討し、依頼内容に応じられる提供会員の層の充実のため提供会員の増加を図っていく。

（８）妊婦に対する健康診査

事業内容：

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施し、公費による受診負担の軽減を図る事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	507	492	476	462	446
確保数	507	492	476	462	446
確保内容	実施体制：13人(常勤保健師７人、非常勤保健師助産師６名)				

確保策の方針と対応策

- ・現行の体制を継続する。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

保健師及び訪問指導員（助産師）が、生後 4 か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母子の健康状態や養育環境を確認し、必要な支援を行う事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	516	500	486	470	455
確保数	516	500	486	470	455
確保内容	実施体制：13人(常勤保健師 7 人、非常勤保健師助産師 6 名)				

確保策の方針と対応策

- ・ 現行の体制を継続する。

（10）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、支援員による養育に関する指導・助言、ヘルパーによる援助等を、居宅を訪問して行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

	27年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		4	4	4	4	4
確保内容	実施体制	7 人	7 人	7 人	7 人	7 人
確保内容 詳細	実施体制	常勤の地区担当保健師の継続的な支援体制を確保する。また、養育支援の必要なケースを早期に把握し、周産期からの支援を開始できるよう医療機関との連携を進める。				

確保策の方針及び対応策

- ・ 現行体制を維持する。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を月 2 回開催し、関係機関との連携に努め、要保護児童等が健やかに暮らせるように支援していく。

(11) 利用者支援事業

事業内容

子育て中の親子の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、専門の職員が、必要な情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業。

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保内容	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

確保策の方針と対応策

- ・職員が子育てガイドとなり、窓口での利用者の支援を行うとともに、地域子育て支援拠点施設と連携し、必要に応じた情報提供と相談・助言等を行う。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

市が定めた利用者負担額に、施設が教材費、行事参加費などの上乗せ徴収を行う際に、低所得者の負担軽減のため、公費により実費負担の補助を行う事業。

確保策の方針と対応策

- ・事業実施に向けて検討をする。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

多様な事業者の能力やノウハウなどを活用しながら、教育・保育施設等の設置を促進していくために必要な調査研究、支援や相談・助言などを行う事業。

確保策の方針と対応策

- ・事業実施に向けて検討する。

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び 当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (必須記載事項)

子どもたちに質の高い教育・保育を提供するとともに、子どもの保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を行うため、教育・保育の一体的な運営の推進を図ります。

○ニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及を検討していきます。

○私立幼稚園に対し、新制度に対応した認定こども園・幼稚園への移行について情報提供を行い、移行に向けた支援を行います。

○教育・保育施設、地域型保育事業所間の連携を推進します。地域型保育事業者が新制度へ移行する際に連携先がない場合は、公立保育園を紹介します。

○行田市保幼小連絡協議会、行田市保育協議会、行田市私立幼稚園連盟等を通して、教育・保育施設と小学校の連携を推進します。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

埼玉県および計画推進に関係する部署を中心に、教育・保育、子育て支援の関係者等と連携しながら、計画の着実な推進を図ります。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価（任意記載事項）

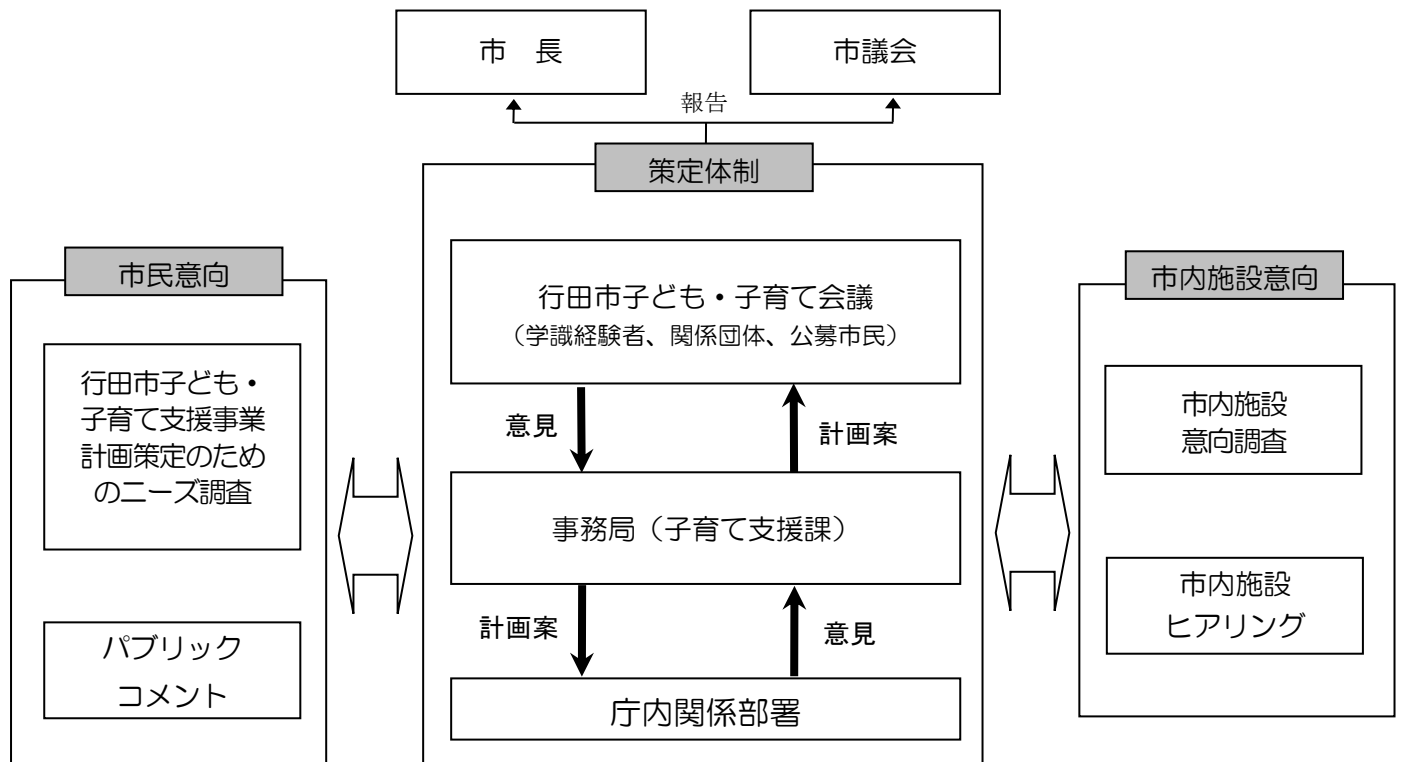
市民や教育・保育、子ども・子育て支援の事業者等で構成される「行田市子ども・子育て会議」において、年度ごとの事業の進捗状況を見ながら、量の見込みが実態と大きく異なる場合は計画を見直し、事業の改善につなげます。

3 関係機関との連携

計画推進にあたり、社会福祉協議会などの関連団体やNPO、民間企業との協力関係を深め、子育て・子育て支援に対する取り組みを支援し、それぞれの役割分担や運営形態を考慮しながら、計画を円滑に推進していきます。

資料

1 計画の策定体制



2 行田市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

任期：平成25年12月16日～平成27年12月15日

	区分	所属	氏名
1	1号委員	市議会議員	石井 直彦
2	2号委員	行田市保育協議会 保護者部会	出井 英夫
3	"	行田私立幼稚園連盟 PTA 連合会	星野 恵美子 (平成26年7月29日まで)
			小城 幸子 (平成26年7月30日より)
4	"	行田市 PTA 連合会	羽鳥 英樹
5	3号委員	行田商工会議所	横田 康介
6	4号委員	連合埼玉 北埼玉地域協議会 行田部会	桑原 宏安
7	5号委員	行田市保育協議会 園長部会	園部 浅子
8	"	行田私立幼稚園連盟	清水 与志雄
9	"	(福)行田市社会福祉協議会	長谷川 清 (平成26年7月8日まで)
			島田 卓史 (平成26年7月9日より)
10	"	(福)昇栄会 ケヤキホーム	馬橋 正芳
11	"	(特非)子育てネットぎょうだ	馬場 恵喜子
12	"	(社)行田市医師会	堀内 規
13	6号委員	行田市民生・児童委員連合会	中澤 左衛子
14	7号委員	公 募	山村 利子
15	"	"	増田 節子

* 1号委員…市議会議員 2号委員…保護者 3号委員…事業主の代表
 4号委員…労働者の代表 5号委員…子ども・子育て支援事業の従事者
 6号委員…子ども・子育て支援に関する学識経験者 7号委員…公募

(2) 開催状況

開催日	議 題
平成 25 年度第 1 回 12 月 16 日（月）	議題 1 会長及び副会長 の選出 議題 2 議事録署名人の 選出 議題 3 行田市の子育て支援施策について 議題 4 子ども・子育て支援新制度について ・ 新制度の概要 ・ 行田市子ども・子育て会議について ・ 今後のスケジュールについて 議題 5 ニーズ調査について 議題 6 その他
平成 25 年度第 2 回 3 月 17 日（月）	議題 1 行田市子ども・子育て支援に関するアンケート調査の調査結果について 議題 2 その他
平成 25 年度第 1 回 5 月 28 日（水）	議題 1 子ども・子育て支援事業計画について 議題 2 子ども・子育て支援法に基づく各種条例の制定について 議題 3 その他
平成 26 年度第 2 回 6 月 24 日（火）	議題 1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて 議題 2 子ども・子育て支援に基づく各種条例の制定について 議題 3 その他
平成 26 年度第 3 回 7 月 10 日（木）	議題 1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて 議題 2 子ども・子育て支援に基づく各種条例の制定について 議題 3 その他
平成 26 年度第 4 回 8 月 20 日（水）	議題 1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保の方策について 議題 2 「子ども・子育て支援事業計画」の骨子案について 議題 3 子ども・子育て支援に基づく各種条例案について 議題 4 利用定員について
平成 26 年度第 5 回 10 月 22 日（金）	議題 1 子ども・子育て支援事業計画の策定案について 議題 2 子ども・子育て支援に基づく各種条例における規則案について 議題 3 その他
平成 26 年度第 6 回 11 月 20 日（木）	議題 1 子ども・子育て支援事業計画の素案について 議題 2 その他

(3) 行田市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日条例第41号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項に規定する合議制の機関として、行田市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (2) 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (4) 本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 子ども・子育て会議は、前項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 法第6条第2項に規定する保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (7) 公募による者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議が開く会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。